個人情報の取扱原則の例外事項

1　収集の制限に関する例外事項（条例第４条第２号）

(1)　類型

番号	類　　型	収集する個人情報	収集する理由又は必要性
1	栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者の犯罪歴等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教 社会的差別	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有する者が候補者となることは、社会通念上そぐわない。 栄典、表彰等に係る功績調書の中には、思想、信条等に関する個人情報が含まれる場合がある。
2	委員、講師、指導者、助言者等の選任を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教 社会的差別	委員等の選任に当たっては、適任者の選任の過程において、個人の思想、犯罪歴等を収集することが必要な場合がある。
3	県民等からの相談、要望、陳情、苦情、意見等の中で、本人の自由な意思で思想等に関する個人情報が提供され、当該個人情報を収集することになるとき。	思想・信条 信教 社会的差別	県民等から寄せられる相談等の中には、思想等に関する個人情報が含まれている場合があるが、これらの情報は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。実施機関としても当該相談等に適切に対応するためには、利用目的の範囲内で収集する必要がある。
4	教育、評価、指導、訓練等の事務を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教 社会的差別	教育等の事務を行うに当たっては、事務の目的の範囲内で思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
5	争訟、交渉、相談等の事務を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教	争訟等の事務の性質上、当事者や関係者の思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
6	作文等のコンクール、試験等の事務を行うに当たり、作文、論文等の中で個人の意思により思想等に関する個人情報が提供され、当該個人情報を収集することとなるとき。	思想・信条 信教 社会的差別	各種コンクールや試験の作文、論文等の記述内容は、本人の自由な意思で記述されるものであり、その中に思想等に関する個人情報が含まれている場合、事務の性質上これらの情報を分離して収集することは困難である。

番号	類　　型	収集する個人情報	収集する理由又は必要性
7	議員の政党名、会派名、政治的理念等の思想、信条等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条	地方自治法に定める事務の適正な遂行のため、議員の所属政党名、会派名、政治理念等の思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
8	大学の教員等が学術研究及び調査の対象となる情報の収集を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教 社会的差別	大学、指導研究機関等における学術研究等の内容によっては、思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
9	海外からの来訪者、研修生等の受入れに当たり、当該来訪者等の信教等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教	海外からの来訪者、研修生等の受入れに当たっては、食事の制限や生活習慣の違い等を的確に把握し、当該来訪者等の滞在中の適切な対応を図るため、信教等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
１０	病院、保健所等の機関が、診療、保健指導等を行うに当たり、患者等の思想等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教 社会的差別	病院、保健所等において、患者や受診者等に対し、的確な治療や保健指導等を行うために、当該患者等の思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
１１	公共事業に必要な土地の取得又は使用等に当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転等の費用や供養、祭礼の費用の補償を適切に行うため、信教に関する個人情報を収集するとき。	信教	公共事業において、土地を取得する等に当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転が必要となる場合に、その改葬、移転費用や供養、祭礼に要する費用の補償額の算定のため土地や家屋等の所有者の信教に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
１２	一般に入手しうる刊行物等から、思想等に関する個人情報を収集するとき。ただし、利用に当たって出典、収集先、収集時期を明示する場合に限る。	思想・信条 信教 社会的差別	新聞、書籍等に掲載されている情報については、不特定多数の者に公表され誰もが知りうる状態にあることから、利用目的の範囲内で収集する限りにおいては、個人の権利利益を不当に侵害することはないと考えられる。

(2) 個別事務

番号	事務の名称（担当課）	収集する個人情報	収集する理由又は必要性
1	宗教法人に関する事務 （県政情報課）	信教	宗教法人からの申請、報告等の事務を行うに当たっては、信者等から信教に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
2	ハンセン病対策事務 （健康づくり支援課）	社会的差別	ハンセン病対策事務を実施するためには、対象者がハンセン病の元患者又はその家族であるという情報が必要である。
3	介護支援専門員の実務研修受講試験及び登録管理事務 （高齢者福祉課）	社会的差別	受験資格の審査、登録削除を行う事務に当たって、犯罪歴を収集することが必要な場合がある。